

養護老人ホーム「湯島の里」の指定管理者候補者について

施設所管課（社会福祉課）より施設の概要と指定管理者候補者の説明

※現管理者である八幡浜市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」）施設関係者同席

○非公募とする主な理由

- ・当該施設は、効率的な業務の遂行により財政支出の削減や収益性を重視する業務とは違い、公の施設の本来の目的である「住民の福祉を増進する」という観点から公募になじまない施設と考えている。
- ・高齢の入所者にとっては日頃から世話をされている職員が変わるという環境変化に対する適応が大きな負担になる。
- ・これまでの指定管理期間（12年間）の運営実績、サービス取組や信頼性、地域貢献等を総合的に判断し、非公募により社会福祉協議会を指名したい。

・社会福祉協議会より補足説明。

長年培ってきた経験をもとに、入所者が自己決定権のある、生き甲斐が持てる暮らしを過ごしていただけるよう配慮した支援に努めていきたい。

多様化するニーズに対応するために研修を実施し、施設職員としての介護技術はもちろん、人権尊重や権利擁護に対する強い意識や専門性を習得し、また、それを虐待予防にも繋げたい。

【主な意見・質疑】

委員：定員 50 名に達しており、入所を断るケースはあったか。今後、要介護認定の入所者の状況はどうなるか。

所管課：現在 10 名程度入所待ちの方がいる。要介護度の件については、湯島の里でも苦慮していると思っている。要介護度が高い入所者数に応じて市でも措置費の加算をしているが、現場の職員は対応に苦慮すると思われるので、今後の課題である。特別養護老人ホームへの措置替えとしたいが、特別養護老人ホームも一杯の状態である。

委員：特別養護老人ホームに移られる方は、年間どのくらいいるか。

社会福祉協議会：一部しかいない。個人負担の問題があるため、強くは話ができない。現状、介護サービス等を利用しながら対応している。

委員：収入のうちその他収入の内訳は何か。

社会福祉協議会：自動販売機の設置手数料が主である。

委員：施設の衛生管理について、お聞きしたい。

社会福祉協議会：衛生管理マニュアル等がある。感染症対策について、入所者への啓発、職員に対しても手洗いを徹底し、厨房でも定期的な害虫駆除、隅々までの清掃をしており、食中毒や感染症の蔓延、流行事例は起きていない。

委員：日勤、夜勤の職員体制はどのようになっているか。

社会福祉協議会：日勤体制は概ね 10 名程度。職種は、施設長、生活相談員、看護職、支援員となる。夜間は、支援員の夜勤者 1 名、管理宿直者 1 名の 2 名体制。

委員：食事が少ないというアンケート結果があるが、各食事の時間は何時か。

社会福祉協議会：朝食が 7 時 55 分、昼食が 12 時、夕食が 17 時。

委員：夕食の 17 時は早いのではないか。また、朝食の 7 時 55 分は高齢者には遅いのではないか。

社会福祉協議会：職員の人数、労働時間の問題もあり、現状、対応できていない。看護職だけでなく、調理員も募集しても来ないため、確保が難しい。検討課題ではある。

委員：危機管理に対する考え方は。

社会福祉協議会：去年、今年と地区防災会と合同で夜間訓練を実施した。職員のうち 2 名防災士の資格を取得している。食材は、概ね 1 週間分は備蓄している。

委員：地域の一時避難所として、何名くらい受け入れることができるか。スペースはあるのか。

社会福祉協議会：そのようなケースの場合、静養室といった空きスペースを利用しながら安全に過ごしてもらえよう配慮したい。

委員：防犯灯の設置はしているか。

社会福祉協議会：施設周辺の照明を増やしている。

委員：行方不明者の対応は。

社会福祉協議会：非番の者も招集し、搜索をする。公民館とも連携をとり、見守りもしている。

マニュアル化はしていないが、一定時間経過後は警察に搜索願を提出し、協力してもらう。

委員：入所中に亡くなられた方の財産管理はどうしているか。

社会福祉協議会：社会福祉課より指示を受け、きちんと遺族に返還する。

委員：昭和 58 年建築だが、耐震基準は満たしているか。

社会福祉課：昭和 56 年以後の建築なので耐震基準は満たしていると考えますが、老朽化は否めない。

委員：要介護 4、5 のうち医療措置が必要な方もいると思うが、どのような対応をしているか。

社会福祉協議会：基本的には嘱託医が診療してくれる。場合によっては、専門医に受診介護を行い処置してもらう、または処置の指示をもらい対応している。

【結論】

そのほかに意見はなく、「社会福祉法人八幡浜市社会福祉協議会」を指定管理者候補者とする事について異論は無いということでした。